

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	鈴木 達哉
【住所又は本店所在地】	東京都品川区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和3年11月30日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

**【発行者に関する事項】**

発行者の名称	株式会社ギフトィ
証券コード	4449
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

**【提出者に関する事項】**

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	鈴木 達哉
住所又は本店所在地	東京都品川区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ギフトィ IR部 菊池 裕子
電話番号	03-6303-9318

**【訂正事項】**

訂正される報告書名	変更報告書 No.3
訂正される報告書の報告義務発生日	令和3年11月29日
訂正箇所	令和3年11月30日に提出いたしました変更報告書の当該株券等に関する担保契約等重要な契約において期間の一部に訂正すべき事実がありましたので、これを訂正いたします。

**（訂正前）****第2【提出者に関する事項】**

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

**（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】**

2021年11月29日付で、当該発行会社による新株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関連して、2021年11月29日から2022年6月11日までの期間、Credit Suisse (Hong Kong) Limitedによる承諾を受けることなく、自ら又は第三者を通じて保有株式の売却等を行わない旨を合意しております。

**（訂正後）****第2【提出者に関する事項】**

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

**（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】**

2021年11月29日付で、当該発行会社による新株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関連して、2021年11月29日から2022年6月12日までの期間、Credit Suisse (Hong Kong) Limitedによる承諾を受けることなく、自ら又は第三者を通じて保有株式の売却等を行わない旨を合意しております。